

## 資料 1

### 前回中間取りまとめ(R1. 7)の振り返り

# 引き続き対応を検討する必要があると考えられる事項①

都市計画基本問題小委員会 中間とりまとめ～安全で豊かな生活を支えるコンパクトなまちづくりのさらなる推進を目指して～(R1.7)(抜粋)

## 3. 分野や市町村域を超えた連携を進めること

(3) 小規模市町村における持続可能なまちづくりに向けた連携

- 一部の小規模市町村においては、そもそも誘導区域の設定が困難であるなど、直ちに立地適正化計画に基づくコンパクトなまちづくりに取り組むことがなじまない場合がある。
- また、一部の小規模市町村で市街地の拡散の抑制等の取組が十分に行われず、隣接又は近接する地方中核都市等におけるコンパクトシティの取組に支障を及ぼしている事例が見られる。
- このため、国及び都道府県は、これらの小規模市町村に対し、都市圏全体を考えたコンパクトシティへの協力を働きかけるとともに、近隣都市との連携の強化など、これらの小規模市町村にも適合した持続可能なまちづくりの方向性を示していくべきである。

(以下略)

## 5. 市街地の拡散を抑制すること

(2) 11号条例等の運用の適正化

(略)

- また、都市計画法に基づく開発許可制度及びコンパクトシティの趣旨等を踏まえ、11号条例を廃止したり、対象範囲を改めて限定したりする地方公共団体や、11号条例に代えて市街化調整区域における地区計画を導入し、計画的な開発コントロールに取り組む地方公共団体も出てきている。  
地方公共団体においては、これらの事例も参考にして、非線引き都市計画区域との規制のバランスや既存集落の取扱い等も考慮しつつ、こうした取組について検討していくべきである。
- 11号条例の不適切な運用については、司法を通じて是正されることが極めて少ないため、その適正化に当たって国が果たすべき役割は大きい。開発許可に係る運用指針の見直しや地方公共団体による是正事例の周知・普及等を通じて運用適正化の取組を強化すべきである。
- なお、コンパクトシティの取組が進められる一方で、インフラ整備が一定程度進展し市街地の拡散が懸念される要素もあることから、今後は、公共交通や道路等のネットワークの維持や、世帯分離した世代の居住動向なども踏まえて、市街地の範囲を適切にコントロールしていくことが重要である。

## 引き続き対応を検討する必要があると考えられる事項②

都市計画基本問題小委員会 中間とりまとめ

～安全で豊かな生活を支えるコンパクトな まちづくりのさらなる推進を目指して～(R1.7)(抜粋)

### 更なる検討課題

#### ○都市計画そのものに関わる課題の顕在化

・立地適正化計画に基づく即地的・具体的な取組が進められる中で、災害とのかかわり、市街化区域内の居住誘導区域外の区域のあり方、11号条例など開発許可制度とコンパクトシティ政策との関係など、都市計画そのものに関わる様々な問題が顕在化してきた。また、各々の都市構造に応じて、コンパクトシティに取り組む必要があることも明らかになってきている。

今後も、例えば、人口減少に伴う都市内の地価等の動向を踏まえた対応のあり方、市街化調整区域を含めた居住誘導区域外の区域における今後の動向を踏まえた具体的な将来像など、様々な課題が一層鮮明になることが予想される。

#### ○都市機能誘導区域の充実・公共交通との連携

・都市機能誘導区域についても、誘導施設の確保、まちなかの歩きやすさなど利便性の向上等を通じて、コンパクトシティにおける内側を充実させていくことが必要であり、引き続き、今後のあり方を考えていくことが必要である。

また、コンパクト・プラス・ネットワークは、まちづくりと公共交通が車の両輪となって取り組むことが重要であるが、持続可能な公共交通ネットワーク形成の観点からも、その連携のあり方等を考えていくことが重要である。

#### ○世の中の変化を踏まえた空間のあり方

・自動運転など情報技術の進展や、ライフスタイル、コミュニティに対する新しい考え方の普及等の状況も踏まえて、空間のあり方を見直していくことも必要である。コンパクトシティの集約・誘導の考え方にとらわれないまちづくりの可能性も指摘されているが、この場合、人口減少下における市街地の拡散にどのように対応するか等、その都市像について具体的な絵姿が示される必要がある。

#### (その他)

・これまでの土地利用の状況等を考慮しつつ、自然が有する多面的な機能の活用や環境負荷の低減等のグリーンインフラの考え方も踏まえた都市の将来像の構築などの課題への対応が今後ますます求められてくることも考えられる。